

「山形県私立高等学校の通信制課程の設置等に係る認可に関する審査基準」の
制定に対する意見募集の結果について

1 意見の募集期間

令和6年1月26日（金）から令和6年2月26日（月）まで

2 意見の件数

2件（意見提出者1人）

3 提出された意見及び意見に対する県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
1	「通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること」について、距離的または時間的なガイドラインはあるか。	当該区域における交通機関の状況等を総合的に考慮のうえ、個別に判断していく予定です。
2	当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等について、生徒・保護者が適切かつ明確な説明を受けることは担保されているか。	生徒・保護者への説明については、教育活動等の状況の情報公開において、教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること（審査基準(案)9(2))としております。